

米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て中の女性に対し、就労のために必要な資格又は免許の取得を支援することにより、再就職又は非正規雇用から正規雇用への雇用形態の転換を促進し、もって労働力の確保に資するため、予算の範囲内において、米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金（第3条第2項を除き、以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（次条第3項において「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する女性であること。
- (2) 22歳以下の子を養育していること。
- (3) 市税等（米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等をいう。）を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練（以下単に「教育訓練」という。）を修了したならば取得することができる資格又は免許その他これらに類するものとして市長が認める資格又は免許（以下「専門職資格」という。）の取得とする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職資格の取得について補助金（この要綱に基づき交付されるものを除く。）、助成金等（教育訓練給付金（雇用保険法第10条第5項の教育訓練給付金をいう。以下同じ。）を除く。）の交付を受けた場合には、当該専門職資格の取得は、補助対象事業としない。

3 一の補助対象者が一の年度において2以上の専門職資格を取得する場合には、当該専門職資格のいずれか一の専門職資格の取得に限り、補助対象事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費（当該補助対象事業について教育訓練給付金の支給を受けた場合には、当該教育訓練給付金の支給の対象となるものを除く。）とする。

- (1) 教育訓練その他専門職資格を取得するためのものとして市長が認める講座（第3号及び第4号において「教育訓練等」という。）の受講料
- (2) 専門職資格を取得するための試験等の受験料
- (3) 教育訓練等を受講するための授業料及び入学金
- (4) 教育訓練等の受講に係る教材費
- (5) 取得した専門職資格の登録若しくは認定又は技能証明に要する費用（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）に相当する額又は5万円のいずれか低い額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、専門職資格を取得した日の属する年度の末日（専門職資格を取得した日が3月1日から同月31日までの日であるときは、翌年度の4月30日）までに、補助金交付申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 22歳以下の子を養育していることを証明する書類の写し
- (2) 補助対象経費の額を確認することができる書類
- (3) 専門職資格を取得したことを証明する書類の写し
- (4) 教育訓練給付金の支給を受けたことを確認することができる書類（当該補助対象事業について教育訓練給付金の支給を受けた場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

（交付決定等の通知）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、当該補助金の交付の申請をした者に対し、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、当該補助金の交付の申請をした者に対し、その旨を通知するものとする。

（補助金の支払の請求）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金の支払の請求をしようとするときは、米子市補助金等交付規則第20条第2項の補助金等支払請求書を市長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第10条 市長は、前条の補助金等支払請求書の提出があったときは、その日から30日以内に、市長が定める方法により、当該請求に係る補助金を支払うものとする。

(規定外事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、同年4月1日以後における専門職資格の取得について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金交付要綱第4条の規定は、平成30年4月1日以後に取得した専門職資格（米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金交付要綱第3条第1項に規定する専門職資格をいう。以下同じ。）のその取得に係る米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金について適用し、同日前に取得した専門職資格のその取得に係る米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある次に掲げる規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(5) 第6条の規定による改正前の米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金交付要綱別記様式第1号

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金交付要綱第2条及び第6条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に専門職資格（米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金交付要綱第3条第1項に規定

する専門職資格をいう。以下同じ。) を取得する者に対して交付する米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金について適用し、同日前に専門職資格を取得した者に対して交付する米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金については、なお従前の例による。

別記

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

米子市長

様

申請者 住 所 〒 ー
米子市

ふり がな
氏 名 (印)

連絡先 ()

米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金交付申請書

次のとおり米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金の交付を受けたいので、米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金交付要綱（平成28年6月1日施行）第6条の規定により申請します。

記

1 補 助 年 度	年度
2 補 助 金 の 額	円
3 取得した資格等の名称	
4 資格等取得年月日	年 月 日
5 補助対象経費	円
6 他の補助金の交付の有無	あり ・ なし
<p>この申請に伴い、私の市税等の納付状況について確認されること、及び米子市が暴力団を排除するための措置を講ずるため必要がある場合はこの申請書に記載した事項（住所・氏名・生年月日）をもって米子警察署に照会されることについて同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 米子市 氏 名 (印) 生年月日 年 月 日</p>	

注 申請者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。

年 月 日

様

米子市長



米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のありました米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金につきましては、次のとおり交付することに決定しましたので、米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金交付要綱（平成28年6月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり通知します。

記

- 1 補助年度 年度
- 2 補助金の額 円
- 3 米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）及び米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金交付要綱の定めるところに従ってください。

注 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日から20日以内に、文書をもって交付申請を取り下げることができます。